

後鳥羽院の『千五百番歌合』秋二・秋三判歌について 補遺

―その制作時期・意図と建久期速詠歌からの影響―

渡 辺 健

一 はじめに

稿者は先に、後鳥羽院が「千五百番歌合」秋二・秋三の判歌において、同時代人の和歌の表現を数多く摂取している問題について考察し、その秀句的表現への関心と、同時代人たちとの親和の意図を論じた¹⁾。判歌に摂取された同時代の和歌の表現について、その秀句的表現を構成する要素を分析し、後鳥羽院がどのような意識で受容していたのか検討する作業は別稿を期しているが、本稿では、それらで詳しく触れ得なかつた判歌の制作時期・意図と、建久期の速詠歌からの影響について、補足的に私見を述べてみることにしたい。

二 判歌の制作時期

この判歌がいつごろ詠まれたかについては、管見の限りでは村尾誠一氏が言及されているだけである。

村尾氏は、建仁二年（一一〇三）の後鳥羽院につき、二十三歳でまた本格的な詠作活動を開始して三年目という時点で過ぎない

が、三度の応制百首に自ら作者として加わり、伊勢神宮の内宮・外宮に百首を奉納するなど、百首歌だけでもすでに五回詠み、二度の五十首歌と多くの歌会・歌合も経験している「若い歌人として完成した段階にいる」とみるべきことを指摘されている。一方、後鳥羽院が建仁二年中に残した和歌は四十八首と少ないものの、「この年の後鳥羽院は、和歌の批評という側面へも精力的に目を配っている。六月に行われた水無瀬約殿六首歌合は、藤原定家と二人だけの会の形だが、自ら判者となり、判詞を残している。九月十三日に行われた水無瀬恋十五首歌合からは、若宮撰歌合・桜宮十五首歌合と、秀歌を精選した撰歌合を改めて編成している。その若宮撰歌合は後鳥羽院の判であり、判詞が残る。千五百番歌合も、判を付す作業はこの年のことと思われ、後鳥羽院は、判定を折句にした和歌で判詞に替えている」と述べられており、折句判歌の制作時期は、建仁二年中であると考えられている。

村尾氏は、特にその理由を示されていないが、稿者も同年中、とりわけ村尾氏の行論にある「水無瀬恋十五首歌合」からさほど

時日を繕ずして詠まれたのではないかと考えている。以下、その理由について、順を追って説明していきたい。

(1) 後鳥羽院が判詞を付す作業は、『明月記』の記載(建仁二年九月六日条「長房朝臣奉行、給歌合二卷」。可_レ判進_一由被_レ仰。去年百首歌也。判者十人云々。不知_レ其人_一)により、藤原定家が歌合二巻を賜り、加判すべき由を伝えられたことがわかる建仁二年九月六日以降、『千五百番歌合』の最終的な成立とされる建仁三年春までに行われたことになる。

(2) 後鳥羽院の判歌にみられる同時代歌人の表現摂取例の中に、建仁二年九月十三日の「水無瀬恋十五首歌合」の家隆詠が含まれること⁴⁾。もちろん、これ以降はしばらく、規模の大きな歌合・歌会の機会が少なくなるので、これだけをもって根拠とすることに慎重でなければならない。

(3) 後に触れることになるが、「水無瀬恋十五首歌合」と同じ折の当座歌会では、折句歌(「しうさむや(十三夜)」の五文字を各句の上に据えて詠む)・隠し題(みなせかは(水無瀬川))を和歌の中に詠み込む)で歌が詠まれており、後鳥羽院が折句歌を詠んだのは、この時と「千五百番歌合」の判歌の他に知られないので、あるいは折句判歌を以って判詞に代える着想は、この時に得たものかと考えられること。

(4) 田野慎_二氏や田刈句美子_氏が指摘されるように、後鳥羽院の折句判歌に詠まれた歌が、秋歌の内容を持つこと。秋一・秋三

の二巻において、番われた左右の歌の優劣を裁定するのに、周囲の和歌と調和するように、判歌も秋歌の表現にするという意図が大きかったのだろうが、当季だった可能性もあり、その場合は九月中に詠まれたことになる。

(5) 「千五百番歌合」の夏一・二の判者を割り当てられていた内大臣・源通親が、建仁二年十月二十日に急死するが、通親は後鳥羽院歌壇の推進役の一人でもあり、『源家長日記』には、「世の嘆きはさることにて、和歌の道のこれにつけても陵遅しなんずること」と思われたと記し、「この内大臣の御事に、久しく御歌合などもはべらざりき」とある⁵⁾。実際、通親が亡くなった後は、翌建仁三年正月十五日に京極殿で年始和歌会があるまで、歌会・歌合の類も沙汰止みとなっている。通親死後に、後鳥羽院が夏一・二の判者を改めて他人に任命していないことも併せ考えると、院にとつてその死去の影響は相当大きかったことが察せられ、この時期以降に、稿者が前稿で述べたような、折句判歌による遊戯的・祝祭的性格を持つ文学空間を創出する試みをすることは考えにくく、遅くとも十月中旬頃までには後鳥羽院の判歌は詠まれていたものと思われる。

以上のように考えてくると、建仁二年九月十三日の「水無瀬恋十五首歌合」披露後、後鳥羽院が水無瀬滞在中に、若宮社へ奉納するため同歌合から更に撰歌・結番・加判して同月二十六日に若宮撰歌合が成っているが、おそらく同時期に「千五百番歌合」秋

二・秋三の判が並行して進んだのではないかと思われる。

水無瀬離宮における後鳥羽院とその臣下達との交歓は「源家長日記」や「明月記」に詳しいが、後鳥羽院の判歌に院周辺の歌人の和歌からの影響が著しいこと、また上皇自ら当代の歌壇を席巻していた新風を身につけ、廷臣達と積極的に推進していく志向が窺われることも、院の手に成る判歌がこの時期のものであると考えたときに、最もよく納得される事柄であるといえる。

三 秋二・秋三を判じた理由

「千五百番歌合」における十人の判者の選願と、各巻への割り当てには、後鳥羽院の強い意向が働いていると見られる。この点については、以前合議によつたのではないかと指摘を受けたこともあつたが、「千五百番歌合」内部の記述からは、後鳥羽院による判者の任命の可能性を窺わせるのである。

例えば、夏一・二の判を担当した内大臣・源通親は、その後急死したことにより、欠判となつたが、その夏一・二の各冒頭には、「判者内大臣土御門内大臣雖有勅定、罷去畢」とある。夏三・秋一を判ずることになつた摂政左大臣の九条良経は、五言二句の漢詩を以つて判詞に代えたが、その冒頭の序文の中で、「判当判者選願、漙分欲辭之、恐違勅命、守勅命欲從之、慙乖漙分」と、自分が判者となることに憚りを感じながら、上皇の命令であるためにそれに従つたであることを強調している。

また、天台座主で後鳥羽院の護持僧である慈円は、雜一・二を担当し、判歌と簡単な番いの勝負の裁定の詞で判詞に代えているが、その最終判において、判歌の後に「勅なれば難波のことも否びねどよしあしにこそなほまどひぬれ」と詠み、上皇の命令なので言を左右にして辞退するようなことはしなかつたが、判をすることには慣れていないため、歌のよしあしの判断には迷うことが多かつたと記している。

近年では研究者の間でも、「千五百番歌合」の判者の選定に後鳥羽院の意向を読み取るのが大方の理解となつているように見受けられる。例えば、田淵句美子氏は、「後鳥羽院は、上皇自身と摂関家・大臣家、複数の歌道家、加えて忠良や師光など重代の歌人たち、こうした人々十人を判者とするこゝによつて、判の差異を明らかにして対照性を際立たせ、さらに全体を上皇として包摂しようとしていると見られる」と述べられている。

近時、五味文彦氏は、「千五百番歌合」の「その判は「水無瀬恋十五首歌合」の判と同時に進められており、組み合わせは上皇自身が考えたものであらう」と述べておられる。五味氏は、「上皇自身は『千五百番歌合』の判で秋二・三を担当し、良経は秋一を、定家に秋四を割り当てている。これは彼らとの間で秋歌について判の競合を意図したものであらう。この二人はこれまでに上皇の歌に大きな影響をあたえてきていたからこそその目論見である」「こうして秋の部は、三人によつて多様な判詞が生まれた」

と述べられている。¹²⁾

ついでながら、後鳥羽院が秋二・三の判を担当していることには、実際のな思惑もあつたように思量される。すなわち、後鳥羽院が『千五百番歌合』二巻の判を自ら担当し、折句の判歌で裁定することを決めた次の段階で、百五十番百五十首の折句歌を詠むためには、歌境への沈潜を必要とする恋歌などよりは叙景歌の方が詠み易い、という意識が働いたのではないか。しかも、四季の中では秋が最も景物が豊富な季節であり、多彩な歌を詠むことができ、単調さを免れることができる、と考えたのかもしれない。加えて、前節で述べたように、判を作成した時期の当季にも当てることなど、種々の理由があつて後鳥羽院は秋二・秋三の判を自ら担当することを決めたのではないかと考えられるのである。

四 判詞に判歌を採用した意図

この節では、後鳥羽院が『千五百番歌合』の判詞に判歌形式を採用した意図について言及してみたい。

歌合において判歌の詠まれた例としては、延喜末年(九二二)以前成立と考えられる『論春秋歌合』が古く、黒主・豊主の歌を番寄せたものに凡河内躬恒が判歌を添える形をとっている。また、天祿三年(九七二)八月二十八日の『女四宮歌合』は、村上天皇第四皇女・規子内親王家で催され、薄・女郎花・萩など当季の歌題十題十番の歌合で、源順が判詞に判歌を添えた判を付している。

これ以降、藤原義忠自歌自判『東宮学士義忠歌合』(万寿二年(一一〇二)五月五日)・藤原通俊判『若狭守通宗朝臣女子違歌合』(忠徳三年(一一〇八)三月一九日)・源広綱判『散位源広綱朝臣歌合』(長治元年(一一〇四)五月二〇日)・源俊頼判『俊頼朝臣女子違歌合』(同二年(一一〇五)七月)・源頭仲判『住吉歌合』(大治三年(一一二八)九月二八日)・藤原頼朝判『右衛門督家成歌合』(久安五年(一一四九)六月二八日)など、判歌は主に小規模で身内の参加者による、私的な雰囲気での歌合で多く詠まれていくことになる。

この中で特に『女四宮歌合』は、後鳥羽院に判歌の詠まれた歌合の先例として強く意識されていたに違いないと考えられる。この歌合の題は当季の薄・女郎花・萩・紫闌・草香・紫苑・蕪子・刈萱・虫の音の十題であり、『千五百番歌合』の秋二・三とは季節的にも重なり合い、また四角で囲んだ題は、後鳥羽院の判歌に詠み込まれている歌語でもある。実際、任意の用例であるが、例えば、『女四宮歌合』の、

虫の音

但馬の君

浅茅生の露吹き結ぶこがらしに乱れても鳴く虫の声かな

(一九)

橘正通

秋風に露を涙と鳴く虫の思ふ心をたれに問はまし(二〇)

(判詞略)

鳴く虫の涙になせる露よりも草吹き結ぶ風はまされり

と、『千五百番歌合』秋二の、

六百四番左

公継卿

武蔵野にこれもむつまじ女郎花わか紫のゆえならねども

(一一〇六)

右勝

寂蓮

野辺までもたづねて聞きし虫の音の浅茅が底にうらめしきか

な (一一〇七)

雀はひしげき真葛の原の下に夜すがら鳴くかしのめの虫

(折句判)「虫はよし」

とを並べてみると、源順は(掲出は省略したが)詳細な判詞の後に判歌を添えて左右両歌の詞を引きながら勝負の裁定を直接述べており、後鳥羽院は判歌のみ、しかも表面上は秋歌で折句に間接的に判決を示すという違いはあるものの、共に秋歌同士の番いを秋の表現の判歌で裁定するという点で、その趣がよく似ていると感ぜざるを得ないのである。

稿者が思うに、『千五百番歌合』という歌合史上空前の規模の歌合を企画したのでありながら、後鳥羽院は秋二・三の判において、歌合の歴史を回顧し、もとは後宮における風雅な遊戯として始まってきたその性格を襲おうとしていたように思われる。勝負の理由について判歌で述べず、折句に裁定の詞のみを簡潔に示すスタイルを採っているのも、もと勝負よりも遊戯的興趣が中心で

あった時代の歌合のあり方を懐かしむかのごとくである。

『千五百番歌合』で後鳥羽院が「女房」の隠名で作者表記されているのも、歌合の主催者である上皇「御製」の身分を無化する意図に発するものであり、実際には身分を隠すことは不可能であっても、田淵句美子氏が言われるように、「貴人といえども、臣下に混じって歌を競い合うことを、院はよしとした」ことによるものと見られる。またこのことには、歌合が元来、女房行事として発生したという起源が想起されているのもあろう。谷山茂氏が指摘されるように、初期の歌合では、内裏や仙洞で行われる歌合であっても、もともと女房行事としての形態と性格をもつものが多く、遊戯や社交的和楽本位の歌合が多いという傾向が見られるのである。後鳥羽院以前に、歌合は既に建久四年(一一九三)頃の『六百番歌合』に顕著なように、文芸的批評を本位とし、時には激しい難陳も展開されるような場となっていたが、後鳥羽院自身には、歌合をも君臣和楽の場の一つにもしようとする政治的意図があったと見られ、それが『千五百番歌合』のような前年の応募百首を歌合に番えた紙上の催しであつても、その判において、本来は小規模・身内的な歌合に用いるものであつた判歌形式の採用につながつたと考えられる。

五 折句歌を採用した意図

この節では、後鳥羽院の折句判歌の遊戯性につき、折句歌その

ものの遊戯性も強調しておきたい。既に「古今集」での扱ひ(物名・雑体)に収録)が示すように、折句歌は正統の歌体ではない。後鳥羽院政を顕彰する文化事業の一環として、正統的な短歌の秀歌を集成しようとした「新古今集」が排除した俳諧歌・物名歌と同類の遊戯歌の系譜に連なるものであり、詠歌の姿勢もやはり戯作的・座興的なものであった。

興味深いのは、後鳥羽院が建仁二年九月十三日、「水無瀬恋十五首歌合」の披露後に、延臣達と共に折句歌を詠んでいることである。次に「明月記」から当日の記事を挙げておく(傍線部)。

十三日、朝天漸暗。雲霧悉尽、夜月清明。已時許参上。人人多着「扇衣」。左大臣殿(良経)可有「御早参」云々。午終許着「布衣」。類被「相」待彼御参。以「遊女宿屋」為「彼御休息所」。時刻漸移、申始許御参云々。僧正御房(慈円)先参給。次大臣殿、御車。有家、資家御共、直令「参」行御所「給入道殿(俊成)早可「参給」由有「仰事」。類申「此由」。御参之後出御、披「講十五首恋歌合」。予如「例詠」上之。有家朝臣、雅経伺候。作者之外内府(通親)被「着座」。漸及「乘燭」之後評「定」了。被「出」当座題。小瘡灸治旁無「術」。題、月前秋風、水踏秋月、暁月鹿声。詠出了依「仰又詠」上之。又有「三折句」、しうさむや、十三夜。詠出了又詠「上之」。又有「隠題」、みなせかは。又詠出了、入御。人々退出。(下略)

「水無瀬恋十五首歌合」は、後鳥羽院が水無瀬離宮で催した歌合であり、「明月記」によれば、定家は八月二十九日に題を賜り翌日詠進、九月十三日に披露が行われている。右の記事にあるように、その後も参加者の興醒めやらず、三首題による当座歌合が行われ、更に「しうさむや(十三夜)」を各句の上に据えた折句歌と「みなせかは(水無瀬河)」を隠題とした歌を詠むことが求められた。その時の歌は「後鳥羽院御集」に、

折句 十三夜

志賀の波や浦わの月のさゆる夜に昔恋ふらし山の秋風

(一六一三)

隠題 みなせかは

浪をみなせかばぞ月のしばしすむ清流川のはやきながれは

(一六一四)

また、「明日香井集」にも、

同夜(九月十三夜水無瀬殿)当座 水無瀬河隠題

山の端に雲をあつめて今宵みなせかばや月の入りやらぬまで

(一一一五)

同夜折句

しばし見んうき雲晴るるさやけさは昔もあらじ山の端の月

(一一一六)

として見える。

建仁二年の九月十三日といえは、第三度百首の「千五百番歌合」

への移行が決まり、定家が後鳥羽院より歌合二巻を賜り、判進すべき命を受けた九月六日からまだ間もない。後鳥羽院が折句歌を詠んだことが分っているのは、現在のところこの九月十三夜と、『千五百番歌合』の折句判歌の二度だけなので、やはり時期的に近接しているこのときの経験が、折句歌を以って判詞に代える着想に影響を与えたのかもしれない。

院はまた、この翌年建仁三年八月十五日には、和歌所で釈阿九十賀屏風歌の選定に引き続いて当座歌会を催し、「あきのつき（秋の月）」五字をそれぞれ歌頭に据えた五首を詠じさせている。これは折句歌に似た事例として注意される。『明月記』建仁三年八月十五日条に、

着_二布衣_一参_二京極殿_一（和歌所）。被_レ撰_二屏風歌_一了。出_レ題人々沈思之間也。あきのつき五字ヲ歌の上_二置_二天五首歌也。詠了各置_レ了之。召_二定家_一。参上読上如_レ例了退下。次入御。殿下御供参_二三条坊門_一退出。親定、殿下、僧正御房、有家、予、雅経、具親、家長、秀能等也。

とあるのがそれである（八月十五夜和歌所当座五首和歌会）。『後鳥羽院御集』（二六二四〜二六二八）にはその時の歌が、

同八月十五夜和歌所当座五首

月 アキノツキ此五字涉五首置初一字

あふみのや長等の山の秋風に曇こそなけれ唐崎の月
きたへさりし雁も今宵の月ゆえや秋は都と契りおきけん

のとならんまでとや人の契りけん荒れたる庭の秋の夜の月
つゝの国の難波わたりは月の秋忘れね今は春のあけぼの
きてとはん人のあはれと思ふまですめかし秋の山里の月
として見える。

このように、後鳥羽院が歌合の披講後や屏風歌の選定後の、いわばくつろいだ穿困気の中で、延臣達と即興で折句・隠題や冠字などの遊戯的な和歌に興じているのと、本来私的で身内的な歌合に多かつた判歌を『千五百番歌合』の判に採用していることは脈絡を有するよう思われる。後鳥羽院にとつて『千五百番歌合』は、空前の規模の大歌合ではあるが、紙上の催しゆえの新機軸を發したい意図があつたであらうし、その歌合判では勝負に必要以上にと拘るのではなく、新たな勅撰集編纂に向けて自ら糾合した歌人達と連帯し、優雅な遊びに興ずる上皇の姿を強く印象づけようとしていたように見られる。『千五百番歌合』の十人の判者も、おそらく後鳥羽院の意向を反映させ、俊成・定家・顕昭などの重代の歌人や練達の士だけでなく、（院も含め）良経・慈円・通親といった貨頭ではあるが判者としては初心者・非堪能者を多くまじえている。これも、この歌合が和歌所に集う歌人達の同士の結合を基盤として成り立ち、文芸だけに偏らず遊戯の興趣をも重んじている性格の表れであろう。後鳥羽院の折句判歌は、そうした当時の歌壇に共有されていた「聲」的な仲間意識ゆえの気安さが歴史的な判歌の形式の採用につながつたと見られ、読む者にあた

かも私家での催しであるかのような私的で親密な雰囲気を感じさせるが、それは新風を推進していた歌壇の成員達の精神的紐帯を背景としていと思われることをここで指摘しておきたい。

六 速詠からの影響

この節では、後鳥羽院の判歌に、藤原定家の建久期の速詠歌からの影響が見られることについて言及しておきたい。

前稿では、後鳥羽院の判歌に同時代歌人の影響が広範田に見られ、その撰取が『正治初度百首』『老若五十首歌合』『千五百番歌合』といった同時代の同時期の和歌の表現だけでなく、『六百番歌合』など建久期の作品にまで及んでいることを指摘した。また、院の撰取歌の傾向を分析すると、良経・慈円・定家・家隆らが建久期以降開拓してきた新風和歌の特徴を顕著に示す表現への関心が露わであることにも言及し、判歌においては通常の詠歌のような制約には縛られずに詠めるため、新風の大胆かつ積極的な導入につながった事情を想定した。判歌に見られる建久期の速詠歌からの影響も、その延長線上にあるものと考えられるが、実は後鳥羽院の通常の詠歌にも、若干ではあるが建久期速詠歌からの影響をうかがわせる作がある。寺島恒世氏は、

たづね見よいかなる関の関守かつれなく暮るる秋をとどむる

(後鳥羽院御集・一一二八／建仁元年二月老若五十首歌合・

秋・百四十七番右・二九四)

に、

西の空いかなる関とさしこめて月と秋との影をとどめん

(拾遺愚草員外・建久三年九月十三夜の詠・三五七)

からの影響を指摘される。また、私見では、

しのに置く露深草の秋風に鶉鳴くなり野辺の夕暮

(後鳥羽院御集・建仁元年三月外宮百首・秋・三四三)

は、

夕風に秋の心をさそはせて鶉鳴くなり野辺の夕暮

(拾玉集・勅句百首・秋・一一六二)

と下句が一致し、全くの偶然とは見なし難い。

建久期の新風歌人たちの間での速詠の流行やその遊戯的性格和歌史的意義については久保田淳氏が詳述されており、各歌人や作品ごとの考察もなされている。また佐藤恒雄氏は、速詠を含め建久初年頃の新風歌人達の活動について整理され、当時の良経家歌壇では、単純な速詠、勅字・勅句や冠字など様々な実験的試みが繰り返され、「新しい歌の内質や表現の可能性があくことなく追求され」たこと、「私的な歌壇の性格がかかる実験を可能にした」ことに言及されている。

後鳥羽院が彼らのこうした私的な詠歌を、どのような経路を経て披見するに至ったかは、今明らかにできないが、以下に取り上げるような当時他に用例のない表現が、別々に成り立った事情は想定し難く、やはり後鳥羽院による先行歌からの影響と理解する

のが自然であるように思われる。以下、後鳥羽院の判歌が、定家の速詠歌をどのように撰取しているか、具体例に即いて見てみたい。

616判 空清く照る月影の山里にさしてもなれぬ柴編める垣

(袖やさし)

院の判歌では、大空を清く照らす月の光があらわにさしこんでくる山里の草庵での暮らしには、そうはいってもまだ慣れることがないと詠む。判歌の初二句は、判者の後鳥羽院が勝とした「雲きゆる空をかぎり」と澄む月の光もなるる秋の袖かな(千五百番歌合・秋二・六一六番右・家隆)の波線部を要約したような表現である。院の判歌では、勝とした家隆歌から「袖」の語を取って、折句に「袖やさし」と評語を詠み込み、「なるる」に対して「なれぬ」とするなど、表現の密着ぶりが目立つ。第四句「さしても山里を照らす意を掛ける。結句の「柴編める垣」は当時他に用例がなく、後鳥羽院が他の判歌で、「見る袖の涙こととひ宿る月さびしくもあるか柴編める垣」(秋二・六四三番判歌)と詠んでいるだけであり、柴の垣根を詠んだ先行歌も、「山がつの柴の垣根を見渡せばあな卯の花の咲けるところや」(相模集・五三六)がある程度で、和歌においては「柴の庵」「柴の戸(とほそ)」を詠む方が一般的である。これについて稿者は、後鳥羽院はこの判歌の結句において「し」で始まる歌句を作る必要があり、山里の閑

居の風情を喚起しようとして、定家の「庭の面は鹿のふしどと荒れはてて世々ふりにけり竹編める垣」(拾遺愚草・九九〇/正治初度百首・山家・一三九三)の結句を利用して「柴編める垣」の句を得たのではないかと考えている。波線部は久保田淳氏が指摘されるように、「白氏文集」の「五架三間新草堂 石階桂柱竹編牆」(巻十六 香爐峯下新卜山居草堂初成偶題東壁)によるものであり、またこの白詩は、『源氏物語』須磨巻で流謫の光源氏を頭中将が訪れる場面に、その住まいの様子を「住まひたまへるさま、言はむ方なく磨めいたり。所のさま絵に描きたらむやうなるに、竹編める垣しわたして、石の階、末の柱、おろそかなるものからめづらかにをかし」と描写しているところに引用されている。後鳥羽院はそうした語の来歴を踏まえた上で「竹」を「柴」に変えて定家の歌句を撰取し、山里に謫居する者の立場を想像させ、また彼がその住まいになじめないでいるわびしい心情を「さしてもなれぬ」の歌句を撰取・利用して表現しているのではないか。

この歌句は定家の、

ある櫓のさしてもなれぬなごりゆゑ豊の明かりの影を恋しき
(拾遺愚草員外・建久二年六月伊呂波四十七首和歌・二九〇)

からの撰取である可能性が高いと考えられる。「天つ空豊の明かりに見し人のなほ面影のしひて恋しき」(公任集・五四六/新古今集・恋一・一〇〇四)を踏まえ、豊明節会で見た、彫刻を施した櫓を髪に挿して舞った五節の舞姫の姿を、満足がゆくほど見る

ことができなかつたゆえに、名残惜しく今も面影に浮かんでしきりに恋しく思われる心情を歌っているのである。定家の歌では、「さしてもなれぬ」は櫛を髪に挿す意と、少女にさほどなじむことができなかった意を掛けている。

この定家の歌は、建久二年（一一九一）六月、良経に求められた使を待たせる間のわずかな時間で詠んだ「いろは四十七首」、それを家隆が見て同じように詠んで送ってきたのに対して返歌した、第二次の「いろは四十七首」のうちの一首である。定家がおそらく「源氏物語」「少女」の世界を播曳させながら五節の舞姫の面影を髣髴させる詠み方をしているのに対し、後鳥羽院はその歌句を取りながらも、趣を変え草庵の風景にしているところに特色がある。

696判 松に吹く風こそあらね霧のうちにかすみ春の月の面影

（雑勝つ）

院の判歌は、松に吹いて物寂しい音を立てる秋の風は、春のものではありえないけれども、秋の月は霧の中で霞み、まるで春の臘月の面影を見ているようだとする。結句の「月の面影」は、當時先行する用例は次の定家の歌にしか見られない。

あまた見し秋にもさらに思ほえずかばかりすめる月の面影

（拾遺愚草員外・三六五 建久三年九月の詠）

今まで多くの秋を過ごしてきたが、これほどに澄んで美しい月の

姿は全く思い出すことができなるとする。ここで、和歌の表現において、月に恋人や亡き人の面影を偲ぶ発想のものは多いが、月の姿自体を「面影」と表現するのは珍しく、おそらく定家の独創的な表現と思われる、それがおそらく院の好尚に叶い、摂取につながったものとみられるが、院は摂取に当たって少し意味をずらし、秋霧に覆む月が春の臘月のように見えるとし、過ぎ去った春の月の面影を偲ぶ内容の歌にしている。

なお、定家の歌は、「拾遺愚草員外」では、「建久三年（一一九二）九月十三夜、左大将殿に参りたりしかば、にはかに人々召しに遣はして、『今来むと言ひしばかりに』といふ歌を上におきて詠ませられしに、これらは書き留むべきものにもあらねど、筆をだに染めあへぬ乱れがはしさもなかなかやう姿はりてやとて」という詞書のもとに、「古今集」素性法師の「今来むと」の歌（恋四・六九二）の文字を順次歌頭に置くという制約で詠んだ三十三首の一首（拾遺愚草員外三四六―三七八）。「筆をだに染めあへぬ」と、良経から即時詠歌することが求められた速詠で、内容も季節に合わせて全ての歌が秋歌で詠まれている。また定家は、建久七年（一一九六）秋にも、良経から出題され「秋はなほ」の古歌を歌頭に置いて全て秋歌で三十一首を詠んでいる（同三一五―三四五）。某年（おそらく建久年間）秋には、「南無妙法蓮華経」の文字を頭に置いて、秋歌十三首を詠んでいる（同三九四―四〇六）。こうした定家の試みが、後鳥羽院が折句という制約の下に秋歌で判

歌を詠むヒントになったのかもしれないということは、前稿で指摘しておいた。定家自身は、こうした歌は「今見れば歌にてもなかりけり」として、後に「拾遺愚草」本編ではなく員外に収めたが、建久期の新風歌人達にとって、連詠は斬新な表現を次々と生み出す機会として意識されていたと考えられることが小山順子氏により指摘されている。

後鳥羽院の判歌に、こうした撰取例が見られることは、建久期の新風歌人による連詠の試みにおける斬新な表現への意欲が、後鳥羽院にとって刺激になっていたことの現れではないだろうか。先述したように、後鳥羽院の通常の詠歌においても、連詠歌からの影響を窺わせる作が実際に見られた。

「老若五十首歌合」「内宮百首」「外宮百首」「千五百番歌合」百首など建仁元年前半の後鳥羽院の詠歌に建久期の新風歌人、特に良経・慈円・定家等の影響が見られることが既に諸先学により指摘されている。そこに「六百番歌合」や「守覚法親王家五十首」のような比較的規模の大きな催しだけでなく、良経の「南海漁夫百首」「四洞隠士百首」のような私的な詠歌も含まれることから推測すれば、おそらく院は建仁元年春頃までには、定家らの建久期の連詠まで目にしていたと考えるのが妥当なのかもしれない。

七 むすびに代えて

こうして本稿では、まず前半において、後鳥羽院の判歌の制作

時期とその意図について考察した。状況証拠の積み重ねではあるが、後鳥羽院がこの判歌を詠んだ時期は、建仁二年九月十三日の「水無瀬恋十五首歌合」披講後、同歌合から更に歌が精選され改めて結番、院が判を付して「若宮撰歌合」として成る作業と同時に進行したと想定されることを述べた。また、後鳥羽院の水無瀬滞在期間の制作と考えることが、院周辺の歌人から同時代の和歌の表現を大胆に撰取し、上皇が廷臣達と共に新風を推進するかのごとく印象を与える判歌の性格とよく見合うことも指摘した。

後半においては、後鳥羽院の判歌に、定家の建久期の連詠からの影響が見られることを論じた。二つの用例を分析したが、判歌といういわば実用歌でありながら、番いの歌にうまく応じつつ、折句に勝負の詞を示す制約下で表現に腐心し、新しさを求めて詠んでいる事情が改めて確認できた。またこうした例は、後鳥羽院が、建久期の新風歌人達が連詠において新しい表現を次々に試みていたことに関心を抱いていたことを物語るのではないかと、いう見通しを述べた。

ここで、こうした撰取例は、建仁頃の後鳥羽院が定家や良経の「正治初度百首」以降の詠作に魅了され、和歌への目を開かれていく中で、彼らの建久期の詠歌にも関心を持ち、彼らの歌稿を集めたり、その借覧を求めていた可能性を指摘できるのではないかと、いうことに言及しておきたい。

やや後のことになるが、後鳥羽院は諸道に通じるだけでなく、

琵琶や蹴鞠を初めとする芸能でしばしばその道の長者たらんとする傾向が見られ、また宮廷の有職故実を習得し、集成するために必要となる資料について諸家に記録の提出を求め、自ら閲覧・抜書して蒐集し、故実作りに執心していたことを籠谷真智子氏が論じておられる。建仁頃の後鳥羽院も、単なる上皇の和歌愛好にとどまらず、斯道を興し先儀を尋ね、当代風を盛んにして新たな勅撰集に結実させようとする意志を抱いていたのであれば、この時期に和歌的資料について同様のことを行っていたとしても不思議はないと考えられる。

このように、『千五百番歌合』秋二・秋三の判歌から、当時の後鳥羽院の和歌的素養や関心のあり方をうかがうことができる。本稿では、些末な現象への興味との誇りを承知の上で、敢えてその制作時期や院の意図、また建人期速詠歌の影響について論じてみた。

注

本稿において、『後鳥羽院御集』の本文は寺島恒世氏『後鳥羽院御集』（和歌文学大系24、明治書院、平成九年六月）に拠った。『千五百番歌合』の本文は新編国歌大観に拠り、適宜有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』（搞書房、昭和四三年四月）を参照した。それ以外の和歌関係の本文は、新編国歌大観に拠る。『源氏物語』は新編日本古典文学全集に、『白氏文集』は新訳漢文大系に拠った。『明月記』は冷泉家時雨亭叢書第五六卷『明月記二』（朝日新聞社、平成五年二月）

に拠り、当該記事が同書に存しない場合は国書刊行会本によって補った。いずれも、引用に際しては誤解の便宜を考慮して表記を私に改める場合がある。

(1) 拙稿「後鳥羽院の『千五百番歌合』秋二・秋三判歌について―同時代人からの表現摂取―」（『和歌文学研究』第百四号、平成四年六月）。以下、「前稿」と称する。

(2) 村尾誠一氏「中世和歌史論 新古今和歌集以後」（青簡舎、平成二年一月）。なお、樋口芳麻呂氏「後鳥羽院」（日本歌人講座「中世の歌人Ⅰ」弘文堂新社、昭和四三年九月）は、『千五百番歌合判歌 百五十首』を建仁二年の作歌活動に含めているが、「九月六日以降」としているだけで時期の特定はしていない。

(3) 有吉保氏前掲「千五百番歌合の校本とその研究」。

(4) 時ぞとや杜の秋風にはかにも夜寒になりぬ東雲の空（六一一番判歌「共によし」）↓（参考歌）時ぞとや夜半の螢をながむらんとへかし人の下の思ひを（壬三集・二七九八／水無瀬恋十五首歌合・夏恋・一八）。傍線部は当時、家隆以外に用例がなく、院による歌句摂取であると認められる。

(5) 田野慎二氏「後鳥羽院『千五百番歌合』折判判の試み―一番の歌との呼応に注目して―」（『人間研究論叢』第二号、平成十五年三月）。

(6) 田淵句美子氏「新古今集 後鳥羽院と定家の時代」（角川学芸出版、平成三年二月）。

(7) 田淵句美子氏「鎌倉前期の歌合・和歌会における当季」（『早稲

田大学教育学部 学術研究(国語・国文学編)「第五八号、平成二年二月」に、「鎌倉前期の歌合・和歌会において、当季を重視する意識は、題詠の時代にも変わらず強く流れている」ことが指摘されており、後鳥羽院が紙上の催したる「千五百番歌合」でも、秋二・三の判において、当季を意識しながら、番いの歌に合わせて秋歌の内容を持つ判歌を詠んだ可能性も少ないように思われる。

(8) 『源家長日記』の引用は、石田吉貞・佐津川修二「源家長日記全註解」(有精堂、昭和四三年一〇月)に拠る。

(9) 吉野朋美氏「後鳥羽院の水無瀬―その空間的特質について―」

『中央大学国文』第五二号、平成二〇年三月)にも考察がある。

(10) 稿者が、和歌文学会平成一〇年十一月例会(於星美学園短期大学)において後鳥羽院の「千五百番歌合」判歌につき口頭発表した折、合議によったのではないかと御教示を受けた。「千五百番歌合」の判者・担当する巻をどのように決めたのかは興味尽きない問題であり、稿者としてもなお考究していくべき課題ではあると思っているが、今は後鳥羽院が判者・担当する巻を指示したのではないかと考えておく。

(11) 田淵句美子氏注(6) 前掲者。

(12) 五味文彦氏「後鳥羽上皇 新古今集はなにを語るか」(角川学芸出版、平成二四年五月)。

(13) この歌合については、「経平大式家歌合」と称すべきことを久保木哲夫氏が指摘されているが(『若狭守通宗朝臣女子達歌合』の主権者ならびに名称)「和歌文学研究」第百五号、平成二四年二月、今は通行の名称に従う。

(14) この「女四宮歌合」は、兼題による前載歌合で、私的な雰囲気の中で、判者への歌人達の返歌など活発な論議が行われ、初めて後日判がなされたことなど、注目すべき点が多いことが指摘されている。「和歌大辞典」(大養廉他編、明治書院、昭和六一年三月)の当該項目(加藤睦氏執筆)・峯岸義秋氏「歌合における評論的世界の形成―天禄三年女四宮歌合を中心として―」(『平安時代和歌文学の研究』桜楓社、昭和四〇年三月。初出は昭和三〇年)参照。

(15) 田淵句美子氏「御製と「女房」―歌合で貴人が「女房」と称すること―」(『日本文学』第五一卷第六号、平成一四年六月)、「歌合の構造―女房歌人の位置―」(兼築伸行・田淵句美子編「和歌を歴史から読む」笠間書院、平成一四年一〇月)参照。

(16) 谷山茂氏「歌合における女性」(谷山茂著作集四 新古今時代の歌合と歌壇)角川書店、昭和五八年九月。初出は昭和三四年)。

(17) 小島吉雄氏「新古今和歌集の研究 続編」(新日本図書株式会社、昭和二一年一二月)第六章「新古今和歌集と新勅撰和歌集」。また、「新古今集」以前では、「千載集」が雄下に旋頭歌等と共に折句歌二首を収録する。

(18) 後鳥羽院歌壇の歌人らの間で強く(並)の意識が共有されていたことについては、川平ひとし氏「新古今和歌集と和歌と政治」(『国文学』第三巻五号、昭和六二年四月)を参照。

(19) 寺島恒世氏前掲「後鳥羽院御集」当該歌の脚注参照。

(20) この他、黒田彰子氏は「うすみどりまだ夏あさき木の問より春をとどむる藤壺の藤」(後鳥羽院御集・正治後度百首・禁中・一八二)の傍線部に、慈円の「ほのかなる忍びねもがな郭公ま

だ夏あさき卯の花の空」(拾玉集・賦百首百首・夏・ほととぎす・一二三四)との一致を指摘される(「後鳥羽院」島津忠夫編『新古今集を学ぶ人のために』世界思想社、平成八年三月)。ただし、寺島恒世氏は、「蟬の声まだ夏深き深山辺に秋をこめたる松風を吹く」(三百六十番歌合・夏・二四二・式子内親王)に想を得たかとする(前掲『後鳥羽院御集』当該歌脚注)。

- (21) 久保田淳氏「新古今歌人の研究」(東京大学出版会、昭和四八年三月)第二章第三節二「速詠の流行」同氏「藤原定家」(王朝の歌人9、集英社、昭和五九年一〇月)。

(22) 建久期の速詠に関する論は数多いが、今は本稿の論旨に特に関わるもののみ掲げる。山本一氏「慈円と速詠―その非遊戯的性格―」・「速詠の季節―文治後半の慈円と周辺―」(「慈円の和歌と思想」和泉書院、平成一一年一月。初出は順に、昭和五八・五九年)。田仲洋巳氏「建久元年「一句百首」考」・「藤原定家」一句百首」の表現について」・藤原定家の「一句百首」について」

(「中世前期の歌書と歌人」和泉書院、平成二〇年一二月。初出は順に、昭和六二・六三・平成八年)。小山順子氏「藤原良経「二夜百首」考―速詠百首歌から見る慈円との交流―」(京都大学国文学論叢」第一三号、平成一七年三月)。

- (23) 佐藤恒雄氏「新古今時代」(藤原定家研究)風間書房、平成一三年五月。初出は平成二年。

- (24) 久保田淳氏「詠注藤原定家全歌集 下巻」(河出書房新社、昭和六一年六月)当該歌の注参照。

- (25) 玄玄集・五四、統詞花集・恋上・五二〇にも入集。

- (26) 小山順子氏「藤原良経の漢詩文撰取―初学期から「二夜百首」

へ―」(国語国文」第七四巻第九号、平成一七年九月)。

- (27) 寺島恒世氏「後鳥羽院「内宮百首」考―奉納の意味をめぐって―」(片野達郎編『日本文芸思潮論』桜楓社、平成三年三月・

同氏「王者としての和歌表現―後鳥羽院」(山本一編「中世歌人の心―転換期の和歌観―」世界思想社、平成四年九月)。田村柳登氏「後鳥羽院」(和歌文学講座六「新古今集」勉誠社、平成六年一〇月)。黒田彰子氏「後鳥羽院」(島津忠夫編『新古今集を学ぶ人のために』世界思想社、平成八年三月)等の諸論。

- (28) 拙稿「後鳥羽院の「千五百番歌合」百首歌について」統考―同時代歌人からの撰取の意図―」(『国大國文論叢』第三九号、平成二三年三月)で指摘したように、建久元年六月の後鳥羽院の「千五百番歌合」百首に、建久四年冬の良経・定家の私的な贈答歌の影響と見られる作までが存することも、当時の後鳥羽院がかなり広範圏に建久期の新風歌人達の詠草を目にしていた可能性を窺わせる。

- (29) 籠谷真智子氏「季刊論叢日本文化12 中世の教訓」(角川書店、昭和五四年五月)第一章「故実の中世的展開」。

(わたなべ けん 関西高校教諭)